

令和5年6月7日

委員の皆さま

病院再編にかかる

長浜市立2病院経営形態検討委員会事務局

病院再編にかかる長浜市立2病院経営形態検討にかかる委員ご意見について（照会）

薄暑の候、委員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、病院経営形態の検討に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、前回第4回検討委員会において委員から第3案が提出され、会議時間の都合上、第3案を加えた経営形態の選択肢に対するご意見について、皆さまから書面にてご意見をいただくことになりました。

つきましては、報告書のとりまとめに向けて、別紙委員意見回答書の各項目について、ご意見をいただきますようお願いいたします。

なお、いただいたご意見は報告書に盛り込むことを想定しています。

記

1. 回答締切：令和5年6月13日（火）正午
2. 回答方法：メールでお送りください。
3. 照会内容：別紙委員意見回答書の各項目について、記入例を参考に回答してください。
 - (1) 「6 あなたが、経営形態を選択するにあたり、重視される点はどのようなことですか」については、必ずご回答ください。
 - (2) 上記（1）以外の項目については任意項目です。

〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地
事務局（長浜市 健康福祉部 地域医療課）
TEL：0749-65-6550（直通）
FAX：0749-65-6570
E-mail：chiikiiryou@city.nagahama.lg.jp

病院再編にかかる長浜市立2病院経営形態検討委員会 委員意見回答書

これまでの検討委員会での検討内容、資料等を踏まえて、次の項目についてご意見をお聞かせください。なお、いただいたご意見は報告書に盛り込むことを想定しています。

「6. あなたが、経営形態を選択するにあたり、重視される点はどのようなことですか。」については必ずご回答いただきますようお願いいたします。

6以外については、ご意見がない項目は空白で結構です。

回答締切：令和5年6月13日（火）正午

回答方法：メールでお送りください。

委員氏名 _____ リストから選択してください。

経営形態について

1 医師確保の観点 ※ご意見がない項目は空白で結構です。

	良い点に関するご意見	懸念点・課題に関するご意見
3病院地方独立行政法人 による一体運営に対するご意見		
指定管理者制度 による一体的運営に対するご意見		
委員提出第3案に対するご意見		

2 医療従事者確保の観点（医師以外） ※ご意見がない項目は空白で結構です。

	良い点に関するご意見	懸念点・課題に関するご意見
3病院地方独立行政法人 による一体運営に対するご意見		
指定管理者制度 による一体的運営に対するご意見		
委員提出第3案に対するご意見		

3 市の財政負担の観点（経営形態見直し移行時の負担など） ※ご意見がない項目は空白で結構です。

	良い点に関するご意見	懸念点・課題に関するご意見
3病院地方独立行政法人 による一体運営に対するご意見		
指定管理者制度 による一体的運営に対するご意見		
委員提出第3案に対するご意見		

4 今後の施設設備整備及び借入金償還の観点 ※ご意見がない項目は空白で結構です。

	良い点に関するご意見	懸念点・課題に関するご意見
3病院地方独立行政法人 による一体運営に対するご意見		
指定管理者制度 による一体的運営に対するご意見		
委員提出第3案に対するご意見		

5 その他の観点 ※上記 1～4 以外の観点でのご意見がある場合にご記入ください。

XXXXXの観点	良い点に関するご意見	懸念点・課題に関するご意見
3病院地方独立行政法人 による一体運営に対するご意見		
指定管理者制度 による一体的運営に対するご意見		
委員提出第3案に対するご意見		

6 あなたが、経営形態を選択するにあたり、重視される点はどのようなことですか。（複数可） 【必須】

7 その他経営形態についてのご意見 ※ご意見がない項目は空白で結構です。

病院再編にかかる長浜市立2病院経営形態検討委員会

委員提出資料に関する補足事項

令和5年6月7日

1. 「長浜3病院一体的経営に向けて 明石委員提出資料」(以下、第3案という)の内容について
今回お示しする第3案は明石委員案として提出されています。第4回検討委員会内で示された第3案と内容が変更されていますので、今回お送りする資料を十分ご確認ください。

2. 「3つの経営形態案における比較検討資料 山田委員提出資料」に関するご意見について
第4回検討委員会において配布できなかった山田委員提出資料の後半部分をお示しするにあたり、専門委員から記載内容についてご意見をいただいておりますので、次に記載します。今回皆さまからご意見をいただくにあたり参考としてください。

○地方独立行政法人案、指定管理制度案、第3案では、形式的な部分ではあるものの<メリット>や<懸念点>の記載において表現の仕方にばらつきがある。各案によって文末が「～懸念がある」・「～極めて大きい」や「～が必要となる」・「～する必要がある」となっている。

○スライド2の独立行政法人案<懸念点>、「移行期・運営に係る財政負担」及びスライド7「移行期・運営に係る財政負担」において、「●長浜赤十字病院の事業譲受費用は数十億円が想定され、財政負担が極めて大きい。」とあるのは、「市の財政負担により事業譲受費用が想定される。ただし病院事業債や地域医療介護総合確保基金の活用が期待される」とした方がよいのではないか。

理由としては、あくまで固定資産を引き継ぐのみであれば表現としては妥当かもしれないが、事業譲受という点においては、現時点で深い議論がなされて双方が納得したものではない。当然ながら、実際の交渉に関しては、企業価値とは別に、売買する当事者同士の意向が強く影響するため、数十億円が必要となる可能性はあるが、金額規模を記載することは適当ではない。

病院再編にかかる長浜市立2病院経営形態検討委員会
第3回専門小委員会 討議概要

日 時：令和5年5月19日（金）14：55～19：15

会 場：長浜市役所3-B コミュニティルーム

出席者：委員

委員長 明石 純

副委員長 山田 謙次

委員 大谷 泰史

委員 佐藤 二郎

委員 田中 健司

事務局

健康福祉部長 横田 留里

健康福祉部管理監（兼 地域医療課長）野村 和博

地域医療課員 4名

資 料：資料1 ABC病院（特にB病院）の定義について

資料2 長浜市病院事業の経営実績について

資料3 経営形態の選択肢について

議 事： 1 ABC病院（特にB病院）の定義について

（1）事務局から資料説明

（2）各委員から質問

2 長浜市病院の経営実績について

（1）事務局から資料説明

（2）各委員から質問

3 経営形態の選択肢について

（1）事務局から資料説明

（2）各委員からの質問及び委員による協議

※主な意見は裏面

※注）本専門小委員会は、各委員が資料を提出し、見解を述べ、共有する場として活用された。
見解を取りまとめたり、合意したものではない。
出席委員から第3案の作成と検討委員会への提出が要請され、そのための議論が行われた。

○主な意見

(1) 経営状況

- ・全国 19 病院比較では、市立長浜病院の経営状況はよくもなく、悪くもないが、全体的に投資が大きい。事業規模から見てキャッシュが少ない。まずは、経営改善が必要。
- ・長浜市の財政力を考えると、市の財政負担が過剰になるのはよくない。
- ・病院事業債の活用など、使えるメニューは積極的に使うべき。

(2) 対立による機能不全、勝ち負けを決めれば混乱必至

- ・9月表明（3-0、0-3）による混乱（医療崩壊）を懸念する。
- ・表明により、労働組合や医師（会）、議員の対立が起こり、それが、医療従事者のモチベーションの低下に繋がる可能性がある。
- ・準備期間を取らずに表明すれば、混乱が起こる。
- ・現時点で勝ち負け構造にあり、協力関係にない。病院組織としての協働は困難な状況。

(3) 対立から協力へ

- ・最終的な経営統合に異論はない。
- ・経営統合に向けたプロセス（道筋）を明らかにし、具現化する具体案を提示する必要がある。
- ・市立 2 病院を先行して独法化して動かす。その後、その運営状況や社会情勢を見ながら、改めて 3 病院独法化、あるいは指定管理のどちらかを選択し、経営統合を実現する。
- ・独法化の方が、意思決定が早く、定数条例からも外れるため、人の配置の自由度が上がり、経営改善が進めやすい。
- ・A病院の位置は、用地や施設等の状況から大冨亥町が適当。
- ・B病院は急性期を一部担うことで収支均衡を実現できる可能性がある。ただし、協力期間は収支バランスが崩れるので、経営の担保が必要と考える。
- ・3病院の経営統合に向けた「ステップ」として、具体的に「連携の形」を示す。
(例) ①協力関係構築に向けた継続的な協議の場の設置、②高度急性期からへき地医療まで幅広い医療が学べる一体的な研修システムの構築、③電子カルテの共有、④診療科の集約に伴う、患者の病院間の交通手段確保、利便性向上（シャトルバス運行） など。

(4) 医療提供ビジョン（将来像）を共有すること

- ・両病院事業が今後の湖北医療圏域における医療提供ビジョンを共有すること。

(5) 循環器、消化器内科の集約は緊急を要する

- ・経営統合に向けたプロセスとは別で、直ちに取り組むこと。
- ・循環器と消化器内科は診療科の中でも特に厳しい状況であり、時間的猶予なし。 など